

★新たな人生のステージを進まれている方々へ

(「セカンドライフ」・「アーリーリタイア」・「セミリタイア」)

日本国憲法には、第1条から8条まで天皇のこと、次に第9条に戦争放棄、そして第10条に国民は法で守られること、第11条から基本的人権と続きます。

これは人権こそが生きていく上で大切あるからです。

「**平等権**」は、性別や年齢、職業、生まれた場所などに関係なく、全ての人が等しい扱いを受ける権利です。

「**自由権**」は、自由に生きることが保障される権利です。自由にものを考え、出版や発表をしたり、好きな場所へ旅行ができるのもこの権利があるからです。

「**社会権**」は、人間らしい豊かな生活が保障される権利です。病気などで生活に困った人が支援を受けたり、無償で義務教育を受けたりできるのもこの権利によるものです。

「**参政権**」は、政治に参加する権利です。

日本国憲法では自由や権利の濫用を認めず、これらの権利を「**公共の福祉**」のために利用する責任があると定めています。他人の人権を侵害したり、社会の不利益になるようなことをした場合、法律によって処罰されます。

人権研修を聴きませんか。(無料です)

年齢が高くなれば、特殊詐欺や悪徳商法や免許返納や遺言書作成の話が多くないですか。

皆さんは、まだまだいろんな事にチャレンジされるはずですが、その前に人権の基本的知識に触れてみてください。

人権侵害を防ぐためには、事前の教育やトレーニングが非常に重要です。



長崎県庁

これにより心の免疫力が高まり兆候を早期に察知できるようになり、結果として有効な抑止力となります。

被害を受けたら、勇気を持つことです。勇気とは、相手に立ち向かう勇気ではなく、**人間は万能ではないので、できる人にたよる勇気を持つこと**です。



鮎帰の滝



オンブ&だっこ

よって、自分が出来ないことは、出来る人に頼り、そして自分が出来ることで周りの人が困っていたら、助けながら生きて行くような暮らしやすい社会にすることです。

このように、困った時に我々のような相談委員や相談機関や専門家がいることを知っていたくために訪問しています。

人権の問題は、他と比べて後回しにされがちですが、人生を生きていく上で、最も重要な課題であることをご理解ください。

わからない時は聴く勇気、出来ないことは頼る勇気、そして、まずやってみる勇気（一步を踏み出す勇気）

● 開催についてのお願い ●

サロン・町内会・自治会・趣味の会・グループなど
少人数でも構いません。触れる機会こそ大切です。

★会場・スクリーン・プロジェクター・ポインターの準備と参加者数の資料の印刷 をお願いしています。

ご用意できない分があればご相談下さい。

★開催会場が島原市と南島原市以外の場合はご相談下さい。

★行政のテーマ例（ご希望に応じます）

1. 人の一生と行政とのかかわり・各種行政手続き
2. 具体的な行政相談内容と身近で改善された事例
3. ネット社会の現状（ネットトラブル・通販・携帯）

★人権のテーマの例（ご希望に応じます。）

下記の人権項目の組み合わせでも可能です。

- ① 基本的人権と人権感覚と意識の向上
- ② 職場のハラスメント対応と社会人としての人権意識
- ③ 企業と人権
- ④ DVと人権
- ⑤ デート DV（中学生・高校生対象）と人権

- ⑥ 多様な性（LGBTQX+）と人権
- ⑦ 虐待（高齢者・障がい者）と人権
- ⑧ 同和問題と人権
- ⑨ ハンセン病と人権
- ⑩ ネット社会と人権
- ⑪ いじめ問題と人権
- ⑫ 各種のハラスメントと人権

- ★ 私たちの未来のために ～ 人権を考える～
- ★ 人権って何だろう ～ 私たちにできること ～
- ★ ○○○市における人権尊重のまつづくり